

派遣労働者を 正社員へ

(派遣労働者雇用安定化特別奨励金)



現在受け入れている派遣労働者を正社員として雇ってみようか…と、考えたときはありませんか？全く未経験の人を新たに雇うより勝手がわかる人が良いのは当然ですし、今後はいわゆる※「2009年問題」への対応も必要となります。

※2009年問題：製造業において、同一部署で連続3年以上派遣契約を結ばなくなる問題です。じゃあ実際にやってみようとお考えの社長の皆様に派遣労働者を正規雇用した場合の会社に対する助成金、**派遣労働者雇用安定化特別奨励金**を紹介させていただきます。支給要件と支給金額は以下の通りです。

◎支給要件

- ① 6ヶ月を越える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6ヶ月以上の有期（更新有の場合に限ります）で直接雇用する。
- ② 労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇入れる。

◎支給金額

		期間の定めがない労働契約の場合		6ヶ月以上の期間の定めがある労働契約の場合		
大企業	<u>計 50万円</u>	6ヶ月経過後	25万円	<u>計 25万円</u>	6ヶ月経過後	15万円
		1年6ヶ月経過後	12万5千円		1年6ヶ月経過後	5万円
		2年6ヶ月経過後	12万5千円		2年6ヶ月経過後	5万円
中小企業	<u>計 100万円</u>	6ヶ月経過後	50万円	<u>計 50万円</u>	6ヶ月経過後	30万円
		1年6ヶ月経過後	25万円		1年6ヶ月経過後	10万円
		2年6ヶ月経過後	25万円		2年6ヶ月経過後	10万円

おおまかな内容は以上ですが、この他にも一定期間内に従業員を解雇していたら受給できないなど、一定の要件が必要となりますので、ご興味、ご不明点等ございましたら是非ご連絡ください。

(平成23年5月現在)